

定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第二十六号

平成二十六年

四月一日

火曜日

目次

告示

○道路の区域変更(九件) ……………一

告示

山梨県告示第百十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十六年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 内船停車場線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		新	旧		
南巨摩郡南部町大字内船字外中田四六六七番の一地先から南巨摩郡南部町大字南部字南田九五二四番地先まで		一一・〇	六・五	一・〇	一一・八
		五三・七	五二・四		

山梨県告示第百十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十六年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 桐原藤野線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		新	旧		
上野原市桐原字井戸横道四二七八番の一地先から上野原市桐原字井太家四〇二四番の一地先まで		一一・二	三・九	六一・〇	四〇・八
		三六・三	二四・七		

山梨県告示第百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十六年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 桐原藤野線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		新	旧		
上野原市桐原字井太家三九六〇番の一地先から上野原市桐原字新屋三八〇九番の一地先まで		八・七	三・七	一一・六	二六六・九
		一一・九	二・六		

新	八・七 一・一・九	二五五・〇
---	--------------	-------

山梨県告示第百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十六年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲斐中央線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
甲斐市大下条字泉尻五四三番の一地先から 甲斐市富竹新田字上北裏三三七番の二地先 まで	七・八 五・六・四	七・四 三・三・九	七・八 二・一・八・三	一〇〇七・五
	七・八 五・六・四	七・四 三・三・九	七・八 二・一・八・三	一〇〇七・五

山梨県告示第百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十六年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 梁川猿橋線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
大月市猿橋町大字藤崎字見郷二〇三九番の 一地先から 大月市猿橋町大字藤崎字山岸一七〇〇番の 一地先まで	一一・二 三・二・七	五・〇 一・九・四	一一・二 三・二・七	五〇一・三
	一一・二 三・二・七	五・〇 一・九・四	一一・二 三・二・七	五〇一・三

山梨県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十六年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鶯宿上曾根線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市境川町大窪字中道六七四番の一地先 から 笛吹市境川町大窪字ヌクユ六九八番の一地 先まで	一〇・一 二・四・四	七・二 一・七・八	一〇・一 二・四・四	三九五・〇
	一〇・一 二・四・四	七・二 一・七・八	一〇・一 二・四・四	三九五・〇

山梨県告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十六年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 日向宿線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡南部町万沢字日蔭島三三九三番の 一地从先から 南巨摩郡南部町万沢字宿三四五五番の一 地先まで	六・〇	二六・九	二七〇・〇	
	三・五	三・八		
南巨摩郡南部町万沢字日蔭島三三九三番の 一地从先から 南巨摩郡南部町万沢字宿三四七八番の一 地先まで	六・〇	五八・二	四四七・三	
	三・五	三・八		

山梨県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十六年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大城小田船原線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡身延町大城字湯平二二八二番地先 から 南巨摩郡身延町門野字湯沢道三八六番の二 地先まで	八・五	一一五・七	一三四・〇	
	五・〇	三三三・三		

新 一八・五
二七・六
一三四・〇

山梨県告示第百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所北支所において、この告示の日から平成二十六年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 茅野北杜葑崎線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
葑崎市藤井町南下條字坂上八八五番の二地 先から 葑崎市水神町二丁目官有無番地先まで	六・二	七一・〇	八六〇・〇	
	一一・五	六七・〇		
	一一・五	六七・〇	七三〇・〇	
	一一・五	六七・〇		

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番